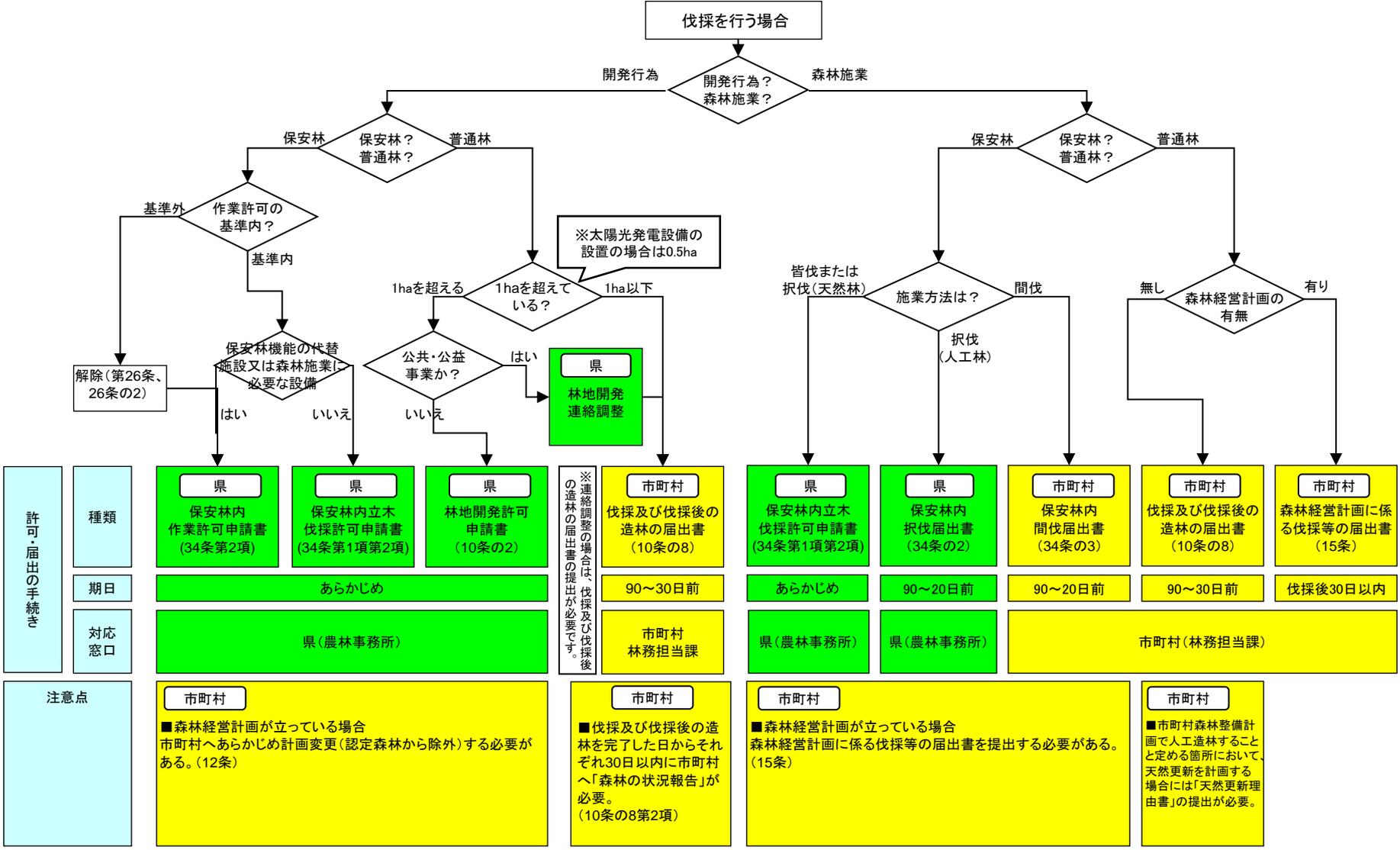


森林を伐採する場合に必要な手続き (フロー図)



許可・届出の手続き	種類	県 保安林内 作業許可申請書 (34条第2項)	県 保安林内立木 伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県 林地開発許可 申請書 (10条の2)	市町村 伐採及び伐採後の 造林の届出書 (10条の8)	県 保安林内立木 伐採許可申請書 (34条第1項第2項)	県 保安林内 択伐届出書 (34条の2)	市町村 保安林内 間伐届出書 (34条の3)	市町村 伐採及び伐採後の 造林の届出書 (10条の8)	市町村 森林経営計画に係 る伐採等の届出書 (15条)
	期日	あらかじめ			90~30日前	あらかじめ	90~20日前	90~20日前	90~30日前	伐採後30日以内
	対応窓口	県(農林事務所)			市町村 林務担当課	県(農林事務所)	県(農林事務所)	市町村(林務担当課)		
注意点	市町村 ■森林経営計画が立っている場合 市町村へあらかじめ計画変更(認定森林から除外)する必要がある。(12条)			市町村 ■伐採及び伐採後の造 林を完了した日からそれ ぞれ30日以内に市町村 へ「森林の状況報告」が 必要。 (10条の8第2項)	市町村 ■森林経営計画が立っている場合 森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出する必要がある。(15条)	市町村 ■市町村森林整備計 画で人工造林すること と定める箇所において、 天然更新を計画する 場合には「天然更新理 由書」の提出が必要。				